

浄化槽工事業の登録・届出の手引き

登録・届出書類の受付及び相談

1 日 時

月曜日から水曜日まで
午前 9：00～11：00
午後 1：00～ 4：00

2 場 所

山梨県 県土整備部 県土整備総務課
建設業対策室
甲府市丸の内1-6-1
北別館3階
TEL：055-223-1843

※年末年始・年度末年度始は、書類整理等のため受付できないことがあります。事前に山梨県ホームページ又は電話等で確認をお願いします。

～申請書類の入手先～

次のいずれかにより入手してください。

- ① 山梨県庁のホームページからダウンロード
<https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/jyoukasou.html>
- ② 一般社団法人 山梨県管工事協会で購入
甲府市下石田2-30-25
TEL：055-227-2811

令和6年4月

山梨県県土整備部県土整備総務課
建設業対策室

目 次

第1章 浄化槽工事業の概要

1	浄化槽法の趣旨	1
2	浄化槽工事及び浄化槽工事業とは	1
3	浄化槽工事業の登録・届出	1
4	浄化槽工事業登録・届出のための要件	1
5	標識の掲示・帳簿の備付け	2

第2章 登録・届出手続き

1	浄化槽工事業の登録手続き（建設業許可がない場合）	3
①	登録申請に必要な書類	
②	登録の手数料	
③	登録の実施	
④	有効期間と更新	
⑤	変更の届出	
⑥	廃業等の届出	
⑦	建設業の許可を取得したときの手続き	
⑧	浄化槽工事業登録業者名簿のHP公開	
⑨	浄化槽工事業登録簿の閲覧	
⑩	浄化槽工事業登録の電子申請手続きについて	
2	特例浄化槽工事業者の届出手続き（建設業許可がある場合）	6
①	特例浄化槽工事業者の届出手続きについて（登録との違い）	
②	届出に必要な書類	
③	変更の届出	
④	廃業等の届出	
⑤	建設業の許可を喪失したときの手続き	
⑥	特例浄化槽工事業者の電子申請手続きについて	

第3章 申請書等の記載例

1	別記様式第1号	浄化槽工事業登録申請書	8
2	別記様式第2号	誓約書	10
3	別記様式第3号	工事業登録申請者の調書	11
4	別記様式第4号	浄化槽設備士の調書	12
5	別記様式第7号	浄化槽工事業登録事項変更届出書	13
6	別記様式第11号	特例浄化槽工事業者届出書	14
7	別記様式第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	16
8	別記様式第8号	浄化槽工事業登録票	17
9	別記様式第9号	浄化槽工事業者届出済票	17
10	別記様式第10号	浄化槽工事帳簿	18

第1章 浄化槽工事業の概要

1 浄化槽法の趣旨

浄化槽法は、浄化槽設備士等の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています（法第1条）。

2 浄化槽工事及び浄化槽工事業とは

浄化槽工事とは、「浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事」です。そして浄化槽工事業とは、そのような工事を請け負う仕事のことを言います（法第2条）。

3 浄化槽工事業の登録・届出

浄化槽工事業（税込500万円未満の工事に限る。）を営む場合には、必ず登録若しくは届出を行う必要があります。建設業の許可のうち**土木工事業**、**建築工事業**、**管工事業**のいずれかを取得していれば届出（特例浄化槽工事業者の届出）、それ以外の場合は登録（浄化槽工事業の登録）になります（法第21条及び第33条）。なお、請負金額が税込500万円以上の工事については、管工事業に係る建設業許可の取得が必要になります。

なお、営業所の所在の有無にかかわらず、工事を行う都道府県ごとに登録あるいは届出が必要です（昭和60年建設省経建発第129号）。

4 浄化槽工事業登録・届出のための要件

浄化槽工事業の登録・届出を受けるにあたっては次の2つの要件を満たしていることが必要です。

(1) 登録・届出を受けられない要件に該当しないこと（法第24条第1項）

浄化槽工事業者の登録を受けようとする者が、次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書類等に虚偽の記載があったり重要な事実の記載がなかったりしたときは、その登録は拒否されます（法第24条第1項）。

- ① 浄化槽法又は同法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ② 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者。
- ③ 浄化槽工事業者で法人であるものが、浄化槽工事業の登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその浄化槽工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの。
- ④ 浄化槽法の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- ⑥ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑤又は⑦のいずれかに該当するもの。
- ⑦ 法人でその役員のうち①から⑥のいずれかに該当する者があるもの。
- ⑧ 浄化槽設備士を置いていない者。
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

(2) 営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと (※ テレワークを含む。) (法第29条)

※ 営業所ごとに置くとは、その営業所に勤務して職務に従事させることを言いますが、同一の浄化槽工事業者における他の営業所との兼務は可能です。

※ 営業所に設置された浄化槽設備士のテレワークの考え方について

テレワークとは、「WEB 会議システム、メール等のデジタル技術の活用により、営業所で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事すること」をいいます。

しかし、営業所に設置された浄化槽設備士は、緊急時には浄化槽工事の現場での対応が求められることも想定されます。このため、浄化槽設備士がテレワークを行おうとする場所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な場合については、当該浄化槽設備士は営業所に設置されていないものとして取り扱われます。

※ 浄化槽設備士とは、次のいずれかに該当し、浄化槽設備士免状の交付を受けた者を言います。

① 浄化槽設備士試験に合格した者。

② 1級又は2級管工事施工管理技士であって、指定講習機関が行う講習の課程を修了した者。

※ 浄化槽設備士資格の取得については、以下にお問い合わせください。

公益財団法人 日本環境整備教育センター TEL : 03-3635-4880 URL : http://www.jeces.or.jp/index.html
--

5 標識の掲示・帳簿の備付け

(1) 標識の掲示

浄化槽工事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の国土交通省令で定める事項を記載した標識 (別記様式第8号又は第9号 17頁) を掲げなければなりません (法第30条)。

デジタルサイネージ等 ICT機器を活用した書面によらない掲示についても、以下の (1) ~ (3) の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられます。

なお、標識の様式は、別記様式第8号及び別記様式第9号によることに留意する必要があります。

(1) 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。

(2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形になされていること (画面の内外は問わない。)

(3) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外に限り、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとします。

(2) 帳簿の備付け

浄化槽工事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿 (別記様式第10号 18頁) を備え、その業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければなりません (法第31条)。

帳簿は添付書類 (18頁) とともに各事業年度の末日をもって閉鎖し、5年間保存しなければなりません。

第2章 登録・届出手続き

<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事業 ・建築工事業 ・管工事業 	のいずれかの建設業許可が	ない ⇒	浄化槽工事業登録 → 3頁
		ある ⇒	特例浄化槽工事業者届出 → 6頁

1 浄化槽工事業の登録手続き（建設業許可がない場合）

① 登録申請に必要な書類

浄化槽工事業の登録を受けるためには、以下の書類が必要です。また、必要と認めた場合はこれらの書類以外のものの提示又は提出を求めています。

- ・ 作成部数 2部（正本1部、副本1部。）

- ・ 提出書類 〔○：必須 △：該当する場合提出 ×：不要〕

書類の種類	記入例		備考
浄化槽工事業登録申請書 (別記様式第1号)	○	8頁	
誓約書(別記様式第2号)	○	10頁	欠格要件に該当しないことを誓約する書類。 申請者が法人であるときはその代表者、個人であるときは本人によるもの。
工事業登録申請者の調書 (別記様式第3号)	○	11頁	法人にあつては役員全、個人にあつては本人又は法定代理人の調書。
浄化槽設備士の調書 (別記様式第4号)	○	12頁	営業所毎におかれる浄化槽設備士について、他県の営業所の者も含め作成すること。
浄化槽設備士免状の写し	○		
浄化槽設備士の住民票の抄本	△		原本提出(マイナンバー不記載のもの)。 浄化槽設備士が申請者と同一の場合は不要。
浄化槽設備士の健康保険証の写し	○		健康保険証に事業所の名称が入っていない場合、確定申告書の写しも提出すること。
登記簿謄本	×		原本提出。
申請者の住民票の抄本	○		原本提出(マイナンバー不記載のもの)。 法人にあつてはその役員全員、個人にあつては本人又は法定代理人のもの。浄化槽設備士については不要。
営業所の確認 (営業所所在地の都道府県知事に登録済みの場合は不要)	○		○外部2枚、内部2枚程度。外部の写真は商号等の看板を確認できるもの。
	△		○登記上の住所と営業所の所在地が異なる場合で、建物が自社所有のときは建物登記簿謄本を、賃貸のときは賃貸借契約書の写し等を提出。

② 登録の手数料

新規 33,000円

・更新 26,000円

- ・所定の額の山梨県収入証紙を購入し、申請書の正本の所定の欄に貼付してください。

・「やまなしくらしねっと 電子申請サービス」で電子申請される場合は、「やまなしくらしねっと 山梨県電子申請サービス」上にて、「クレジットカード」、「ペイジー」又は「Pay Pay」のいずれかの方法により、所定の額を電子納付してください。

③ 登録の実施

登録申請書が提出されると、所定の書類が整っているか、記載事項が真正かどうか、浄化槽法に定める要件に合致しているかどうか等について審査します。なお、必要と認めた場合はこれらの書類以外のものの提示又は提出を求めることがあります。

これらの審査を経た後、浄化槽工事業者登録簿に所定の事項が記載され、申請者に対しては登録通知書が送付されます。送付された登録通知書は、登録申請書副本とともに保管してください。

④ 有効期間と更新

・ 有効期間

登録の有効期間は5年間となっています。引き続き浄化槽工事業を営むためには更新の申請を行う必要があります。

・ 更新

登録更新の申請は、有効期間が満了する30日前までに行う必要があります。手続きを怠ると期間満了とともに効力を失い、引き続き浄化槽工事業を営むことはできなくなります。

・ 更新の手続き

申請に必要な書類は新規申請時と同様です（3頁）。

更新の手数料は26,000円です（3頁）。

⑤ 変更の届出

登録後に下表に掲げる事項に変更が生じた場合には、必要な書類を添付し、浄化槽工事業登録事項変更届出書（別記様式第7号 13頁）を提出してください。

- ・ 提出期限 変更のあった日から30日以内
- ・ 作成部数 2部（正本1部、副本1部。）
- ・ 添付書類

- | |
|--|
| <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更</p> <ol style="list-style-type: none">1 個人の場合は住民票抄本（マイナンバー不記載のもの）2 法人の場合は登記簿謄本 <p>(2) 営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る）</p> <ol style="list-style-type: none">1 登記簿謄本 <p>(3) 役員の変更</p> <ol style="list-style-type: none">1 登記簿謄本2 誓約書（新たに役員となる者がある場合のみ）（別記様式第2号）3 役員の調書（新たに役員となる者についてのみ）（別記様式第3号） <p>(4) 営業所毎に置かれる浄化槽設備士の変更</p> <ol style="list-style-type: none">1 浄化槽設備士免状の写し2 浄化槽設備士の調書（別記様式第4号）3 浄化槽設備士の住民票抄本（マイナンバー不記載のもの）4 浄化槽設備士の健康保険証の写し <p>（健康保険証に事業所の名称が入っていない場合、直近の確定申告書の写しも提出）</p> |
|--|

⑥ 廃業等の届出

下表左欄に該当することとなった場合には、同右欄の該当者が**30日以内**にその旨を知事宛に書面で届け出てください（指定された様式はありません）。

届出事項	届出義務者
個人事業者の事業主が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	個人：事業主本人 法人：役員

⑦ 建設業の許可を取得したときの手続き

浄化槽工事業登録業者が、新たに土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合、浄化槽工事業の登録は効力を失います（法第33条第4項）。この場合、特例浄化槽工事業者の届出が必要になりますので、遅滞なく手続きをしてください（登録は効力を失うため、廃業届の提出は必要ありません。）。

⑧ 浄化槽工事業登録業者名簿のHP公開

浄化槽工事業登録業者名簿は山梨県HPにて公開しています。

[山梨県 浄化槽工事業登録業者名簿](#)で検索してください。

⑨ 浄化槽工事業者登録簿の閲覧

浄化槽工事業者登録簿は、請求により一般の閲覧に供されます。

<ul style="list-style-type: none">・ 閲覧日時：火曜日から金曜日まで 午前 9：30～12：00 午後 1：00～ 4：30・ 閲覧場所：山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室	※年末年始・年度末年度始は、書類整理等のため受付できないことがあります。事前に山梨県ホームページ又は電話等で確認をお願いします。
--	--

⑩ 浄化槽工事業登録の電子申請手続きについて

令和5年4月より、浄化槽工事業登録及び更新について、電子申請での手続きを開始しました。電子申請の手続きにつきましては、下記のアドレスから御活用ください。

◎山梨県電子申請サービス（やまなしくらしねっと）
<https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/>

2 特例浄化槽工事業者の届出手続き（建設業許可がある場合）

① 特例浄化槽工事業者の届出手続きについて（登録との違い）

建設業の許可のうち**土木工事業、建築工事業、管工事業**のいずれかを取得した場合、浄化槽工事の登録に代えて特例浄化槽工事業者の届出を行ってください。

- ・ 手数料は不要です。
- ・ 登録業者は5年ごとに更新の手続きを行わなければなりません、届出業者については有効期間がないため更新の手続きはありません。ただし、建設業許可年月日の変更は届出が必要な変更事項に該当するため、5年ごとの建設業許可の更新の度に変更届の提出が必要になります。（7頁）
- ・ 登録業者ではないため、浄化槽工事業者登録名簿には掲載されません。
- ・ 登録業者については登録後に登録通知書が発行されますが、届出業者については届出済みであることを証する書面の発行等はありません。届出書の副本に受付印を押印し返却しますので、大切に保管してください。

② 届出に必要な書類

特例浄化槽工事業者の届出には、以下の書類が必要です。届出書に必要な書類を添えて遅滞なく届け出てください。また、必要と認めた場合はこれら以外の書類の提示又は提出を求めています。

- ・ 作成部数 2部（正本1部、副本1部）
- ・ 提出書類

書類の種類	記入例	備考
特例浄化槽工事業者届出書 (別記様式第11号)	14頁	
浄化槽設備士免状の写し		
浄化槽設備士の調書(別記様式第4号)	12頁	営業所毎におかれる浄化槽設備士について、他県の営業所の者も含め作成すること。
浄化槽設備士の住民票抄本		原本提出(マイナンバー不記載のもの)。
浄化槽設備士の健康保険証の写し		健康保険証に事業所の名称が入っていない場合、確定申告書の写しも提出すること。
建設業許可通知書の写し		建設業許可証明書でも可。

③ 変更の届出

届出後に下表の事項について変更が生じた場合には、必要な書類を添付し、遅滞なく特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書(別記様式第12号 16頁)を提出してください。

- ・ 作成部数 2部（正本1部、副本1部）
- ・ 添付書類

- | |
|--|
| (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更
添付書類不要 |
| (2) 建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業許可番号及び許可年月日
建設業許可通知書の写し |
| (3) 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地
添付書類不要 |
| (4) 営業所毎におかれる浄化槽設備士の氏名
及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号
1 浄化槽設備士免状の写し |

- | |
|------------------------------|
| 2 浄化槽設備士の調書（別記様式第4号） |
| 3 浄化槽設備士の住民票抄本（マイナンバー不記載のもの） |
| 4 浄化槽設備士の健康保険証の写し |

※ 建設業許可の更新は上表の（2）に該当するので、変更届出書の提出が必要になります。

④ 廃業等の届出

下表左欄に該当することとなった場合には、同右欄の該当者がその旨を知事宛に書面で遅滞なく届け出てください（指定された様式はありません。）。

届出事項	届出義務者
個人事業者の事業主が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	個人：事業主本人 法人：役員

⑤ 建設業の許可を喪失したときの手続き

届出業者が建設業許可を喪失した場合、④の廃業等の届出を行ってください（④の表「浄化槽工事業を廃止した場合」に該当。）。

建設業許可を喪失し、かつその後も浄化槽工事業を営もうとする場合は、新たに浄化槽工事業の登録が必要になります。この場合、建設業許可の喪失時から浄化槽工事業の登録が完了するまでの間は、浄化槽工事を請け負うことはできません。

⑥ 特例浄化槽工事業者の電子申請手続きについて

令和3年12月より、電子申請手続き（新規の届出のみ）も可能となりましたので、下記のアドレスから申請してください。

◎山梨県電子申請サービス（やまなしくらしねっと）

https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_searchOfferList.action

※ 法定様式以外の提出書類（浄化槽設備士免状の写しや住民票等）については、PDF化して添付する必要があります。

表面

<h2 style="margin: 0;">浄化槽工事業登録申請書</h2> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 証紙はり付け欄 (消印してはならない。) </div> <div style="margin-top: 10px;"> 不要のものを消す。 太枠内は記入しない。 </div>			
登録の種類	新規・ 更新	※登録番号 山梨県知事（登一）第 号	
		※登録年月日 年 月 日	
この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px; margin-top: 20px;"> 申請者 山梨県工業株式会社 代表取締役 山梨 太郎 </div> <div style="margin-top: 20px;"> 山梨県知事 ○○ ○○ 殿 </div>			
フリガナ 氏名又は名称	ヤマナシケンコウギョウカブシキガイシャ 山梨県工業株式会社		
住 所	郵便番号(400-8501) 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話番号(055)237-1111		
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名	ヤマナシ タロウ 山梨 太郎		
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等			
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）
ヤマナシ タロウ 山梨 太郎 ヤマナシ ジロウ 山梨 次郎 ヤマナシ サブロウ 山梨 三郎	代表取締役（常勤） 取締役（非常勤） 株主等		
		更新申請の場合に前回の登録番頭を記入。 新規申請の場合は記入しない。	
申請時において既に受けている登録		知事（登）第 号（ 年 月 日登録）	

裏面

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

営業所		浄化槽設備士	
フリガナ 名	所在地 郵便番号() 電話番号() -	フリガナ 氏名	免状の交付番号
ホンシャ 本社	甲府氏丸の内1-6-1 〒400-8501 TEL055-237-1111	ヤマシ タロウ 山梨 太郎	0 1 2 3 4 5 6 7
シズカエキョウシヨ 静岡営業所	静岡県〇市〇町〇-〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇 TEL〇〇〇-〇〇〇〇	ヤマシ ジロウ 山梨 次郎	9 8 7 6 5 4 3 2

営業所とそこに置かれる浄化槽設備士とを対応させて記載すること。

他の都道府県知事の登録状況

登録番号 知事(登)第号	登録番号 知事(登)第号
静岡県知事(登-〇〇)第〇〇〇〇号	

申請時に他の都道府県で受けている場合は、その登録番号を記載すること。

備考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

誓 約 書

工事業登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
浄化槽法第24条第1項各号に該当しないものであることを誓約します。

浄化槽法第24条第1項各号の内容に
ついては、P.1の4（1）を参照。

年 月 日

山梨工業株式会社

申請者 代表取締役 山梨 太郎

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

工事業登録申請者

法人の役員
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~

の調書

不要のものを消すこと。
 ※ 個人事業主の場合は
 「本人」以外を消す。

現住所	郵便番号 (400 - 8501) 山梨県甲府市丸の内1-6-1		電話番号 (055) 237 - 1111
フリガナ 氏名	ヤマナシ タロウ 山梨 太郎	生年月日	昭和○年○月○日 生
職名	代表取締役	最終学歴	○○大学
賞 罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
		賞罰を受けたことがない場合は「なし」と記載すること。	
		氏名山梨 太郎	

備考

1

法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員

については、不要のものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号(400-8501) 山梨県甲府市丸の内1-6-1			電話番号(055)237-1111
フリガナ 氏名	ヤマナシ タロウ 山梨 太郎	生年月日	昭和〇年〇月〇日 生	
営業所名	本社	最終学歴	〇〇大学	
職名	代表取締役			
賞罰	年月日	賞罰の内容		
		なし		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日				
賞罰を受けたことがない場合は「なし」と記載すること。 氏名 山梨 太郎				

備考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

浄化槽工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

山梨工業株式会社
届出者 代表取締役 山梨 太郎

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

フリガナ	ヤマナシコウギョウカブシキガイシャ		
氏名又は名称	山梨工業株式会社		
住 所	郵便番号（400-0065） 山梨県甲府市貢川2-1-8 電話番号（055）224-1660		
フリガナ	ヤマナシ タロウ		
法人にあっては 代表者の氏名	山梨 太郎		浄化槽保守点検業者の登録 番号ではないので注意。
登録番号	山梨県知事（登-○○）第○○○○号		
登録年月日	平成30年 4月 1日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
住所の変更	甲府市丸の内1-6-1	甲府市貢川2-1-8	令和4年4月1日
郵便番号の変更	400-8501	400-0065	令和4年4月1日
取締役の辞任	山梨 三郎		令和4年4月1日
			変更事項が複数ある場合、横列で 対応させて記入すること。

特例浄化槽工事業者届出書

太線内は記入しない。

※届出番号	山梨県知事（届 - ）	号	※届出年月日	年	月	日
-------	-------------	---	--------	---	---	---

この届出書により、次のとおり届出をします。

※ 様式2枚目にも忘れずに記入して提出すること。

年 月 日

山梨建設工業株式会社
届出者 代表取締役 山梨 太郎

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

フリガナ	ヤマナシケンセツコウギョウカブシキガイシャ		
名前又は名称	山梨建設工業株式会社		
住所	郵便番号（400-8501） 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話番号（055）237-1111		
フリガナ	ヤマナシ タロウ		
法人にあっては 代表者の氏名	山梨 太郎		
建設業法第3条第1項の 許可を受けた建設業、 許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	管工事業	山梨県知事許可 （般-3）第○○○○号	令和3年4月1日
浄化槽工事業を 開始した年月日	令和 年 月 日		

土木工事業・建築工事業・管工事業についてのみ記載すること。

浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所におかれる
 浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

営業所

各営業所とそこに置かれる浄化槽設備
 士とを対応させて記載すること。

フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
ヤマシ 本社	甲府市丸の内1-6-1 〒400-8501 TEL055-237-1111	ヤマシ 知 山梨 太郎	01234567
ヤマシ 静岡営業所	静岡県〇〇市〇〇町〇〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	ヤマシ ジ 山梨 二郎	98765432

他の都道府県知事への登録状況

届 出 番 号 知事(届-)第 号	届 出 番 号 知事(届-)第 号
静岡県知事(登-〇〇)第〇〇〇〇号	申請時に他の都道府県で受けてい る登録番号を記載すること。

備考

- ※印のある欄には記載しないこと。
- 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所におかれる浄化槽設備士の氏名並びにその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営む全ての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。
- 法第33条第4項及び法附則第4条に該当するものについては、「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄の記載を要しない。

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

山梨工業株式会社

申請者 代表取締役 山梨 太郎

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

フリガナ	ヤマナシコウギョウ カブシキガイシャ		
氏名又は名称	山梨工業 株式会社		
住 所	郵便番号 (400-8501) 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話番号 (055) 237-1111		
フリガナ	ヤマナシ タロウ		
法人にあっては 代表者の氏名	山梨 太郎		
届出番号	山梨県知事 (届-○○) 第○○○○号		
届出年月日	平成31年 3月 10日		
建設業法第3条第1項 の許可を受けた 建設業、許可番号及び 許可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	管工事業	山梨県知事許可 (般-28) 第○○○○号	令和1年3月1日
土木工事業・建築工事業・管工事業についてのみ記載すること。			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
許可の更新	山梨県知事許可 (般-28) 第○○○○号	山梨県知事許可 (般-3) 第○○○○号	令和4年3月1日
代表取締役の変更	山梨 三郎	山梨 太郎	令和4年4月1日
変更事項が複数ある場合、横列で対応させて記入すること。			

初めて届出をした年月日を記入すること。

別記様式第8号（第9条関係）

35センチメートル以上		25 センチ メートル 以上
浄化槽工事業者登録票		
氏名又は名称	株式会社 山梨県浄化槽	
代表者の氏名	山梨 太郎	
登録番号	山梨県知事（登-3）第1234号	
登録年月日	令和3年5月1日	
浄化槽設備士の氏名	浄化槽 太郎	

※備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第9号（第9条関係）

35センチメートル以上		25 センチ メートル 以上
浄化槽工事業者届出済票		
氏名又は名称	株式会社 山梨県浄化槽	
代表者の氏名	山梨 太郎	
登録番号	山梨県知事（届-3）第1234号	
登録年月日	令和3年5月1日	
浄化槽設備士の氏名	浄化槽 太郎	

※備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

浄化槽工事帳簿

注文者の氏名又は名称	〇〇株式会社
注文者の住所	郵便番号（400-△△△△） 甲府市丸の内一丁目〇〇番〇号 電話番号（055）×××-××××
施工場所	甲府市丸の内一丁目〇〇番〇号
着工年月日及び 竣工年月日	自 令和〇年 〇月 〇日 至 令和△年 △月 △日
工事請負金額	1,500,000 円
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び免状 の交付番号	浄化槽 太郎 免状交付番号 999999999

〔添付書類〕

- （1） 処理方式及び処理能力を記載した書面
- （2） 構造図
- （3） 仕様書
- （4） 処理工程図

※帳簿・添付書類は各事業年度の末日をもって閉鎖し、5年間保存しなければならない。